

指定希少野生動植物案の縦覧（公告）

新潟県希少野生動植物保護条例（令和3年新潟県条例第8号）第10条第1項の規定による指定希少野生動植物の指定をしたいので、同条第3項により、次のとおり公告し、当該指定の案を縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定により、当該指定の案に係る利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、新潟県知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

令和3年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定の案

| 名称 | 指定の理由 |
|--------------------------|--|
| ハクバサンショウウオ (サンショウウオ科) | 県内における生息地が上越地域に限定されており、環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| オオモノサントンボ (モノサントンボ科) | 県内における生息地が下越地域に限定されており、環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| チャマダラセセリ (セセリチョウ科) | 環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| クモツマキチョウ (シロチョウ科) | 県内における生息地が上越地域に限定されており、環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| ゴマシジミ (シジミチョウ科) | 環境悪化により生息数が減少しているとともに、隣接県の捕獲規制により当県での捕獲圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| オキナグサ (キンポウゲ科) | 生育数が減少傾向にあり、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| ツクモグサ (キンポウゲ科) | 県内における生育地が上越地域に限定されており、生育数が減少傾向にあるとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| ベニバナヤマシャクヤク (ボタン科) | 県内における生育地が上越・佐渡地域に限定されており、生育数が減少傾向にあるとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| サルメンエビネ (ラン科) | 園芸目的の採取や生息地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| ユウシュンラン (ラン科) | 園芸目的の採取や生息地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| コアツモリソウ (ラン科) | 園芸目的の採取や生息地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |

| | |
|---------------------|--|
| キバナノアツモリソウ (ラン科) | 園芸目的の採取や生息地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| クマガイソウ (ラン科) | 園芸目的の採取や生息地である森林環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| サギソウ (ラン科) | 園芸目的の採取や生息地である湿地の環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| ムカゴソウ (ラン科) | 園芸目的の採取や生息地である湿地の環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| トキソウ (ラン科) | 園芸目的の採取や生息地である湿地の環境の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制により当県での採取圧が高まっているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。 |

2 意見書の提出先その他の意見書の提出に必要な事項

(1) 提出先 新潟県県民生活・環境部環境企画課自然保護係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電子メール ngt030150@pref.niigata.lg.jp

(2) 提出期限 令和3年4月23日

(3) 提出方法 持参又は郵送、電子メール（郵送及び電子メールの場合は、提出期限の日までに必着のこと。）

(4) 提出様式 指定希少野生動植物の指定の案についての意見書(新潟県希少野生動植物保護条例施行規則(令和3年新潟県規則第28号)別記第1号様式)に指定の案に係る利害関係を有することを疎明する書面を添えて提出すること。